松本市美術館駐車場混雑状況配信システム導入および運用保守業務
公募型プロポーザル仕様書

一般社団法人松本観光コンベンション協会

1　業務名称

松本市美術館駐車場混雑状況配信システム導入および運用保守業務（公募型プロポーザル）

2　業務内容

本業務は、松本市美術館駐車場の混雑状況配信システムを導入し、運用保守するものである。業務の内容は、次のとおりとする。

・システム導入支援（現地調査、必要な機器及び通信環境の整備、表示設定、松本市公式観光サイトとの連携並びに動作確認を含む。）
・操作マニュアル等の提供
・操作研修会の実施
・運用保守の実施

3　履行場所

履行場所は、松本市美術館駐車場とする。

4　システム要件

松本市公式観光サイトでは、国宝松本城天守、国宝旧開智学校校舎及びさわんど駐車場の３か所のにぎわい度を公開している。本業務では、既存３か所に松本市美術館駐車場の混雑状況を追加する。

受注者は、次に掲げる要件を満たすシステムを提供するものとする。特定製品の利用は必須としない。既存製品の標準機能のみで満たせない要件は、必要な機器、外部連携又は補完機能を含めて実現すること。

・松本市美術館駐車場に掲出される縦 1.3 メートル、横 1.0 メートルほどの看板（「満車」など）の状態をカメラで認識し、認識結果を反映して、松本市公式観光サイトで公開できること。看板認識の実現方式及び必要な機器は、発注者の承認を得ること。



・「満車」看板を正常に認識したときは「満車」、認識範囲を正常に確認でき、同看板が掲出されていないときは「空車」と表示する。遮蔽、画角ずれ等により看板の掲出状況を確認できないときは、「メンテ中」と区別する。営業時間外は「営業時間外」と表示する。

・松本市公式観光サイトでは、API によるサイト内表示を行うこと。受注者は API、その仕様書及び試験用データを提供する。サイト管理者は公開ページへの組込み、自動更新及びキャッシュの設定を行う。受注者は接続調整、共同試験及び担当範囲の不具合の是正を行い、その費用を見積りに含める。サイト管理者が行うサイト改修の費用は受注者の見積りに含めない。公開方式はサイト管理者と調整し、発注者の承認を得ること。

・松本市公式観光サイト対象ページには、状態を最後に正常に確認した時刻（手動設定時は職員が現地で状況を確認した時刻、日本標準時）を表示すること。通信断、認識不能又はデータの未更新により有効な自動判定結果又は手動入力値が得られないときは、古い情報を最新として表示せず、「メンテ中」等で利用者が判別できるようにすること。
・過去の混雑状況は、時刻・表示区分が分かる形で保存し、簡易な集計・振り返りに利用できること。保存期間、閲覧・出力方法は、発注者と協議して定めること。
・職員が使用する入力機器又は操作画面は、高度な IT 操作スキルを要せず、直感的に操作できること。カメラによる認識ができない場合に備え、職員が手動で表示を切り替え、自動判定に戻せる運用を用意すること。
・職員が現地の状態を確認して手動設定した値は、自動判定より優先し、松本市公式観光サイトに 60 秒以内に反映する。職員が手動設定を解除したときは、自動判定結果を 60 秒以内に表示する。
・機器、通信、及び公開ページの障害発生時の対応フロー、切り分け手順及び連絡体制を定めること。
・看板の状態が変化してから、松本市公式観光サイトの対象欄に正しい状態が表示されるまでを反映時間とし、全更新試験の 90%以上で 15 秒以内であること。15 秒以内に正しい状態が表示されなかった試験は、不合格として集計する。
・更新試験は、自動判定モードで「満車」看板の掲出・撤去を各 10 回、計 20 回行い、18 回以上の合格を要する。各回、変更前の状態の表示を確認し、掲出又は撤去が完了した時点から、開いたままの松本市公式観光サイト対象ページの表示が手動再読込みなしで正しい状態に変わるまでを計測する。誤表示及び未反映も全 20 回に含める。端末、ブラウザー、通信及びキャッシュ条件は本番運用に合わせ、試験前に発注者・受注者・サイト管理者で確認し、試行ごとの結果とともに記録する。

5　マニュアル要件

受注者は、採用構成に即した操作マニュアルを作成し、発注者に提供すること。表示確認、手動切替・自動復帰、障害時の操作及び連絡先を記載すること。
マニュアルは、次の要件を満たすものとする。
・キャプチャー画面等を用い、IT 機器の操作に不慣れな者であっても理解しやすい内容とすること。また、
操作手順を分かりやすく記載すること。
・PDF 形式により提供すること。
・常に最新版をウェブ上からダウンロードできるようにすること。

6　研修要件

受注者は、システム導入時において、発注者向けの操作研修を実施するものとする。
研修は、次の要件を満たすものとする。
・実機を用いて実施すること。
・表示確認、手動切替・自動復帰及び障害時の初動を職員が確認できること。

7　保守運用要件

受注者は、配信開始日（令和 9 年 3 月 31 日予定）から令和 9 年 4 月 30 日まで、次に掲げる運用保守を実施するものとする。当該期間の運用保守に要する費用は、指示書に定める初期費用に含めること。受注者は、松本市公式観光サイト管理者との役割分担を明確にし、発注者に対する一次窓口を担うものとする。
・原則として、24 時間 365 日の運用を行うこと。
・サポートデスクを設置し、電話及び電子メールにより問い合わせに対応すること。
・サポートデスクの受付時間は、原則として平日の 9 時 00 分から 17 時 30 分までとすること。

・緊急時の問い合わせ一次窓口を別途設けること。通常受付時間外の緊急連絡は受付のみとし、時間外の復旧作業は求めない。
・通常受付時間内に障害を検知した場合は、速やかに発注者に連絡し、切り分け及び復旧対応を開始すること。時間外に受け付けた障害は記録し、次の通常受付時間の開始後、速やかに発注者への連絡及び対応を行うこと。
・必要に応じて、カメラ等の機器、通信環境及び公開ページ連携の定期点検その他の保守作業を実施すること。
・本契約の終了に先立ち、受注者は、発注者が配信を継続するか否かに応じ、運用の引継ぎ又は公開停止に必要な手順を発注者と確認すること。公開停止となる場合は、発注者の指示に従い、サイト管理者によるリンク切替への協力、機器の撤去・返却、履歴データの引渡し及び不要データの削除のうち、必要な作業を行うこと。
令和９年５月１日から令和 10 年４月 30 日までの 12 か月間の運用保守については、上記の保守条件を前提に、配信の継続に必要なサービス利用料、通信費、機器賃借料及び保守費用のうち、提案構成で必要となるものを含めて、月額保守費用を見積もること。当該見積額は指示書に定める価格評価に用いるものであり、本契約の対象には含めない。本選定は、当該期間の運用保守契約の締結を約束するものではない。
8　情報セキュリティ
受注者は、本業務の実施に当たり、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。
・管理画面及び外部連携には、適切な認証及びアクセス制御を実施し、公開ページと管理用の機能を分離すること。
・通信データ及び保存データについて、適切な暗号化を行うこと。
・IDS、IPS 及び WAF 等又はこれらと同等のセキュリティ機能により、不正アクセスその他の脅威に対する対策を講ずること。
・既知又は未知の脆弱性、ウイルス及びマルウェアへの対策を講ずること。
・カメラの画角は看板の認識に必要な範囲に限定し、人物や車両ナンバー等の写り込みを極力抑えること。映像は一般公開せず、公開する情報は混雑状況等の表示に必要な情報に限ること。映像の保存の有無、保存期間、閲覧権限及び削除方法を明示し、個人情報を含む場合は関係法令等に従い取り扱うこと。
9　報告書の提出及び検査
受注者は、システム開発検収用報告書及び運用保守完了報告書を、それぞれ PDF 形式で発注者に提出すること。
システム開発検収用報告書には、機器の設置位置及び構成、松本市公式観光サイトとの連携方式、運用・障害対応の連絡体制並びに検査結果を記載すること。操作マニュアル及び研修資料を併せて提出すること。
システム開発の検収に当たっては、看板認識から公開までの動作、既存３か所の表示への影響がないこと、スマートフォン及びパソコンでの表示、更新時刻、履歴の参照、反映時間、手動切替・自動復帰並びに通信断等の異常時の表示を確認すること。
令和９年３月 15 日までに公開前の導入検査を行い、配信開始時（同年３月 31 日予定）に、発注者、受注者及びサイト管理者で本番表示並びに既存３か所の表示・更新に影響がないことを確認する。受注者はこれらの結果を記載したシステム開発検収用報告書を提出し、発注者は同年４月 15 日までにシステム開発の検収を行う。
受注者は、令和９年４月 30 日までの運用保守終了後、対応実績、障害及び是正の状況並びに引継ぎ又は公開停止に係る対応結果を記載した運用保守完了報告書を遅滞なく提出する。発注者は同報告書及びシステム開発の検収結果に基づき、契約全体の完了検査を行う。完了検査に合格したときは、成果品の引渡しが完了したものとみなす。

10　委託料の支払い

本契約の委託料は、システムの導入及び令和 9 年 4 月 30 日までの運用保守等、本契約の対象業務に係る費用を対象とし、一括払いとする。令和 9 年 5 月 1 日以降の運用保守について提出された見積額は、価格評価に用いるものであり、本契約の契約金額、請求額及び支払額には含めない。

受注者は、令和 9 年 4 月 30 日までの運用保守を含む本業務の完了後、第 9 項に定める契約全体の完了検査に合格したときに、委託料を請求するものとする。発注者は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。適用する消費税率は、業務完了日時点の税率によるものとする。

11　その他

・本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

・受注者は、業務着手に先立ち、業務実施計画書を作成し、発注者の承認を受けるものとする。計画書には、機器・通信構成、連携方式及び検査方法を記載すること。

・提案時には、看板認識の取り込み、API の提供条件、更新時刻、履歴・ログ、反映時間及び保守について示すこと。

・受注者は、業務の進捗状況等を共有するため、月 1 回以上、発注者と打合せを行うものとする。

・受注者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様とする。

・成果品の所有権、著作権及び利用権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者又は第三者が従前から保有する知的財産権は、この限りでない。

・既存サービスは権利移転の対象外とする。受注者は、契約期間中に発注者が本業務の目的に必要な範囲で利用できる権限を確保すること。

・受注者は、成果品に不備又は瑕疵が判明した場合は、発注者と協議の上、必要な修正等を行うものとする。

・受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。